

各保険医療機関
各保険薬局 様
各訪問看護ステーション

滋賀県国民健康保険団体連合会

被用者保険にかかる福祉医療費等の請求方法の変更について

平素は、診療報酬等請求事務に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、被用者保険にかかる福祉医療費および精神障害者精神科通院医療費（以下「福祉医療費等」といいます。）につきましましては、福祉医療費請求書（以下「連名簿」といいます。）によりご請求いただいておりますが、審査支払事務の委託替えに伴い、連名簿による本会へのご請求は令和 3 年 4 月までとなり、令和 3 年 5 月から福祉等併用レセプトとして、社会保険診療報酬支払基金滋賀支部（以下「支払基金」といいます。）にご請求いただくこととなります。（月遅れ分、返戻分を含む）

なお、5 月請求以降は令和 3 年 3 月診療以前分について、連名簿と被用者保険の福祉等併用レセプトの重複請求を防止するため、被用者保険レセプトの返戻があった場合は、福祉医療費等に該当かを必ずご確認ください、既に連名簿でご請求されていたものについては、本会へ連名簿の取下げ依頼を行ったうえで、福祉等併用レセプトとして支払基金にご請求いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、下記滋賀県庁のホームページ「2021年2月9日【医療機関等の方へ】被用者保険の福祉医療費の請求方法が令和 3 年 5 月請求分から変わります」をご参照ください。

記

滋賀県庁ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/hoken/316790.html>

（[滋賀県](#) > [県民の方](#) > [健康・医療・福祉](#) > [保険](#)）

（[滋賀県](#) > [事業者の方](#) > [お知らせ・注意](#)）

以上

【 担 当 】

審査課

TEL：077-522-4382（直通）

FAX：077-522-4392